

第32回企画展

『やまがたの遺跡の中のカミ・ホトケ』

記念講演会

『やまがたの遺跡の中のカミ・ホトケ』

—山形県内出土の「龍王」銘木簡と「四天王法」銘木簡を中心に—

講師

国立歴史民俗博物館教授

三上 喜孝 氏

令和7年11月12日（日） 午後1時30分より

山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館

※史料については、原則として読み下しを掲載したが出土文字資料についてはその限りではない

1、古代における文字と木簡

(1) 律令国家の支配と文字

律令国家の支配と文字	{ 戸籍、計帳による民衆支配・土地管理・徴税 { 官符や計会帳などによる都鄙間の意思疎通

(2) 出羽国の成り立ちと文字

和銅元年（708）9月：越後国出羽郡建郡

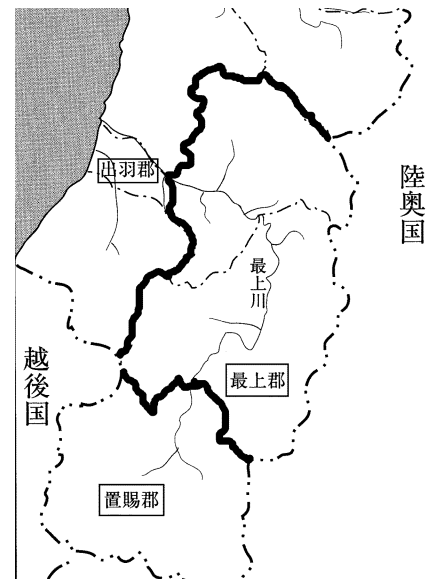
和銅5年9月：出羽国設置

和銅5年10月：陸奥国最上・置賜二郡を出羽国へ移管

霊龜2年（716）9月：陸奥国最上・置賜二郡を出羽国へ移管（完了か）

⇒越後国と、陸奥国からの分割・合併により成立。

※奈良・平安時代を通じ、東山・東海道と、北陸道の二方面との結びつき【十川 2017】



加藤謙吉ほか編『日本古代史地名事典』

(雄山閣、2007) に加筆・修正

出羽国関係の出土文字資料

…平城宮跡出土「裳上郡」木簡

平城宮跡出土出羽国郡司考状帳

生石2遺跡（酒田市）出土漆紙文書（年齢を記した歴名）

山田遺跡（鶴岡市）出土「駅子」木簡、秋田城出土下野国木簡

大浦B遺跡（米沢市）出土漆紙文書（具注暦） etc.

2、仏教と文字

『隋書』倭国伝…「文字なく、ただ木を刻み繩を結ぶ。仏法を敬ひ、百済に仏・経を求め得て初めて文字有り。」

a. 『日本書紀』持統3年（689）正月丙辰条

務大肆陸奥国優嶠曇郡の城養蝦夷脂利古が男、麻呂と鉄折と、鬢髪を剔りて沙門とならむことを請ふ。詔して曰はく、麻呂等、少くとも閑雅にして欲すること寡し。遂に此に至り、蔬食して戒を持つ。所請すまに、出家修道すべし。

→出羽国における仏教の初見記事。

Cf. 『日本三代実録』貞観元年（859）三月廿六日壬午条

詔すらく、出羽国秋田郡俘囚道公宇夜古・道公宇奈岐をして度さしめよ。是より先、国司上言すらく、件の俘囚等、幼くして野心を棄て、深く異類を愧ぢ、仏理に帰依し。苦だ持戒を願ふ。仍りて特に許す。

⇒蝦夷・俘囚も含めた仏教の拡大。

b. 道伝遺跡（川西町）出土 2号木簡

・「四天王[]」

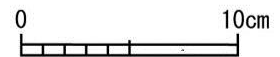
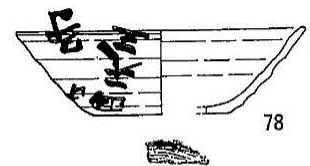
合三百卅 ^{〔部カ〕} □ 観世音経一 精進经一百八 十一面陀一百十
多心经十六 涅槃经陀六十五 八名普密陀卅

・□

→8世紀末頃か。經典とその部数を列記。

⇒辺要国守護のために実施された四天王法と関わるか【三上
2004・2005 など】

※本当に危険な時は、元慶2年6月28日壬辰条に大元帥法
阿闍梨が派遣されて「降賊法」が修されている。



宮ノ下遺跡（遊佐町）

c. 『日本三代実録』貞観9年（867）5月26日甲子条

八幅四天王像五鋪を造り、各一鋪を伯耆・出雲・石見・隱岐
に下知して曰はく、彼の国地、西極に在り。堺は新羅に近く、警備の謀、他国に異なる
べし。尊像に帰命し、勤誠に法を修し、賊心を調伏し、災変を消却すべし。仍りて地勢
高敞にして賊境を瞭瞰するの道場を点択ぶべし。若し素道場なくば、新たに善地を択び、
仁祠を建立し、尊像を安置せよ。国分寺及び部内練行精進僧四口を請ひ、各の像前に当
たり、勝王経四天王護国品に依り、昼は経卷を転じ、夜は神咒を誦せ。春秋二時別一七
日。清浄堅固にして、法に依りて薰修せよ。

【山形県埋文1996】より

→西国で行われた四天王法において、国内の僧が集められて実施されている。

d. 『延喜式』主税上5、出举本稻条（出羽国）

出羽国、正税廿五万束、公廩卅四万束、月山・大物忌神の祭料二千束、文殊会料二千束、
神宮寺料一千束、五大尊の常灯の仏供料五千三百束、四天王の修法の僧の供養ならびに
法服の料二千六百八十束、健児の粮料五万八千四百十二束、修理官舎料十万束、池溝料
三万束、救急料八万束、国学生の食の料二千束、

→出羽国における四天王修法の財源は、国の運営財源たる正税・公廩を充てる。

⇒国内の僧を集めて、国の財源により定期的に修される法会。

木簡に見える經典…いずれも、正倉院文書や『日本霊異記』などよくみられ、一般的に普及
していた經典と考えられるが、在地における經典集積のあり方を示すもの。
同遺跡からは、「仏」「浄」「二万」「七万」などの仏教関係の墨書土器が出土。

e.延暦7年(789)『多度神宮寺伽藍縁起并流記資財帳』(部分)

仏物

板障子釈迦浄土 金泥弥勒菩薩像壹軀
薬師仏木造壹軀 金泥観世音菩薩像壹軀
金泥得大勢至菩薩像壹軀
金泥弥勒像壹軀 脇侍菩薩式軀〈並塗漆、未押金〉
画像阿弥陀浄土〈三副〉 画像観世菩薩参軀〈三副〉
画像薬師浄土〈三副〉
太子像壹軀
大般若経壹部〈六百卷〉 法華経拾部〈八十卷〉
大宝積経壹部〈百廿卷〉 最勝王経三部〈卅卷〉
花嚴経式部〈百六十卷〉 金剛三昧経壹卷
灌頂経拾式卷 金剛般若経佰卷
瑜伽論壹部〈百卷〉 智度論式部〈二百卷〉
金剛三昧論壹部〈三卷〉 金剛三昧頌壹卷

→多度神宮寺(伊勢・尾張両国にまたがる地方有力私寺)に、多数の仏像と経典が存在。

国家的に最重要視された最勝王経・法華経に加え、9世紀の国家の臨時法会で用いられる大般若経・金剛般若経が完備。

⇒在地での信仰を反映したともみられるが、国家的な臨時法会に対応するためとも考えられる【藤本2017】

Cf.『続日本後紀』承和元年(834)5月乙丑条

勅すらく、相模・上総・下総・常陸・上野・下野等の国司をして、力を戮せ、一切経一部を写し取り、来年九月以前に奉進せしめよ。その経本は、上野国緑野郡緑野寺にあり。

→地方の有力私寺が、周辺諸国における国家的な写経の経本を貸し出すことも。

f.『続日本後紀』承和4年6月丁酉条

従五位下勲六等小野朝臣宗成の請に依り、勅して出羽国最上郡に濟苦院一処を建立することを聴す。また宗成、司るところの国分二寺、仏菩薩像を造り奉り、並びに得るところの雑経四千余卷を写す。並に官帳に附して紛失せざらしむ。事、官符に具なり。

→小野宗成は、天長7年(830)閏12月26日に出羽守在任

9世紀前半の出羽国において、国司が入手可能な経典を書写して国分寺に施入する例。

Cf.天平年間の出雲守石川年足の出雲での3度の写経(祖先供養など、個人的な信仰との関連か)

g.『延喜式』玄蕃寮13修正会条

凡そ諸国の国分二寺、僧尼の見数によりて、毎年正月八日より十四日まで、金光明最勝王経を転読せよ。その施物は当処の正税を用ゐよ〈数は主税式に見ゆ〉。

h.同 14 吉祥悔過条

凡そ諸国、正月八日より十四日まで、部内諸寺の僧を国庁に請じて、吉祥悔過を修せよ
 〈国分寺僧は専ら最勝王經を読み、此法に預からず〉。(後略)

→正月 8～14 日に、諸国で最勝王經転讀と吉祥悔過が並行して実施。その場合、国分寺僧
 は最勝王經のみを読むため、吉祥悔過には「部内諸寺」の僧を国庁に集めて実施。

※国史にみえる出羽国の寺・仏教施設（国分寺は除く）

- 山形県域) 最上郡：濟苦院（承和 4.6.丁酉）
 靈山寺（貞觀 9.12.29 定。「上郡」）
 飽海郡：神宮寺（仁和 1.11.21）
- 秋田県域) 秋田郡：四天王寺（天長 7.1.28。秋田城付近）
 山本郡：安隆寺（貞觀 12.12.8 定）
- 不 明) 法隆寺（齊衡 3.3.壬子定）
 觀音寺（貞觀 7.5.8 定）
 瑜伽寺（貞觀 8.9.8 定）
 長安寺（貞觀 9.10.13 定）

※県内出土の墨書土器では、「□^[浄カ]下西方寺」（山形市上敷免遺跡）、「寺」（米沢市笹原遺
 跡）、「寺」（鶴岡市興屋川原遺跡）、「寺」（酒田市熊野田遺跡）、「寺」（寒河江市高瀬山
 遺跡）、「大寺」（天童市的場遺跡）、「寺」（南陽市加藤屋敷遺跡）などが確認

⇒經典集積や護国の法会は、部内諸寺の持つ經典・僧・財源を結集して実施される。

3、出土文字資料からみた古代の山形県域

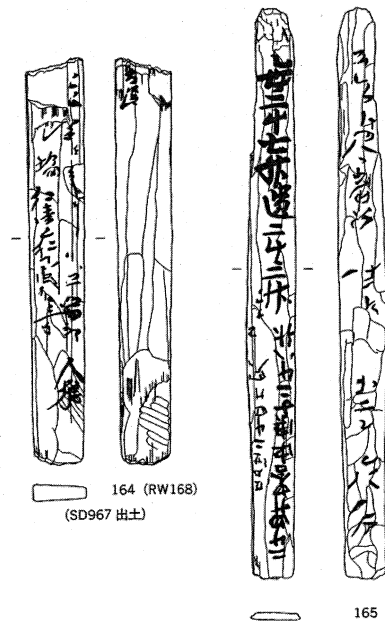
i.今塚遺跡（山形市）第一号木簡

- ・[] □ □ □ □ □部「人雄」
 「□為」仁寿參年六月三日
- ・大 □

j.公式令 13 符式条

符式
 太政官符其国司
 其事云云。符到奉行。
 大弁位姓名 史位姓名
 年月日 使人位姓名
 （後略）

→律令に規定された、上意下達の文書様式



【山形県埋文 1994】

Cf. 八幡林遺跡（新潟県長岡市）出土木簡

・郡司符 青海郷事少丁高志君大虫 右人其正身率[]

・虫大郡向参朔告司^[身カ] □ 率申賜〈符到奉行 火急使高志君五百嶋／ 九月廿八日主帳丈部 []〉

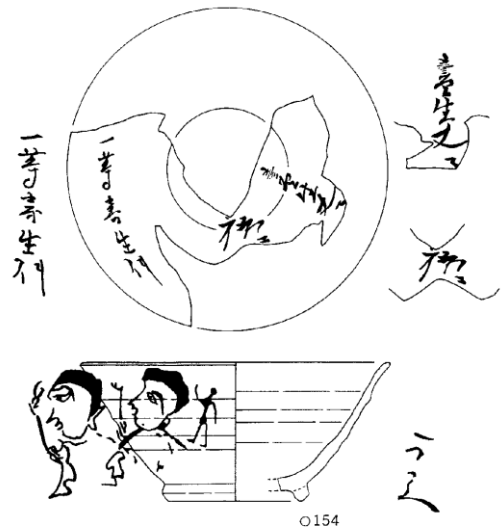
→郡符木簡が全てこの形式に則っているわけではないが、今塚遺跡 1 号木簡も郡符木簡である可能性

今塚遺跡では、このほか、「調所」、「一等書生伴」・「書生丈部」（右図）などの墨書土器【山形県埋文 1994】。

書生の職掌：郡司の下で、文書（計帳・米の送付に関わるもの）の勘造を中心に、納税（調など）や田地の帰属調査などに当たる【森 2003】。

→今塚出土の墨書土器の記銘内容は、書生の職掌に対応。

さらに、底部～体部外面にかけての墨書は「郷」と読めることから、郷レベルの出先機関であった可能性【十川 2017】



【植松 2003】より

※書生は、国・郡いずれの場合も、一般的に郡司子弟・外散位をはじめとした在地の有力者層が想定。

書生の名（伴・丈部）について

- 伴…①少初位下で、大伴直賜姓された、无耶志直膳大伴部広勝（所在郡不明。『日本後紀』弘仁 2 年（811）9 月壬辰朔条） →武蔵国系の氏族
- ②最上郡人外従八位上勲七等で吉弥侯を賜姓された伴部益成（『続日本後紀』承和 11 年（844）7 月甲申条）
- 帯勲しているので、征夷事業に功績
- ③最上郡擬大領伴貞道（『日本三代実録』元慶 2 年（878）6 月 7 日辛未条）
- 郡領級の氏族

※県内の広範囲から、「伴」「大伴」の墨書土器出土

今塚遺跡の周辺では、向河原遺跡（山形市）、寒河江城跡（「□〔仟カ伴カ〕」（寒河江市）など

丈部…東国・北陸に多く分布し陸奥国にも存在するが、出羽国の丈部は文献史料からは確認できない

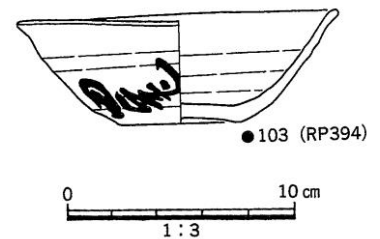
→伴と同様、山形県域では広範囲から「丈」などの墨書土器が出土。

今塚遺跡周辺では、境田 C・D 遺跡・今塚遺跡・梅野木前遺跡・石田遺跡（山形市）、
 三条遺跡（「丈部玉」「丈」）・高瀬山遺跡（寒河江市）
 =最上・村山に展開していた氏族とみて差し支えない（Cf.『青森県史』、全国墨書土
 器 DB@明治大学古代学研究所）

k. 『三代実録』元慶2年（878）6月7日辛未

出羽国守藤原朝臣興世、飛駈して奏し言さく、権掾小野春泉・文室有房等、秋田營に在り。去四月十九日、最上郡擬大領伴貞道・俘魁玉作宇奈麻呂を遣わし、官軍五百六十人を將い、賊類の形勢を候うべし。路に賊三百余人と遇い、合戦し賊十九人を射傷る。官軍七人傷らる。貞道、流矢に中りて死す。（後略）

→伴氏は、東国に広範に分布する氏族であるため確たることは言えないが、最上郡の郡領氏族としても存在していることは確認。



※今塚遺跡からは、「田宅」「田部」墨書土器（右図）なども出土

→在地の有力豪族による、田地経営の姿も想定

l. 『類聚三代格』卷15、墾田并佃事、弘仁2年（811）

正月29日官符

太政官符す

百姓の墾田を収すべからざる事（陸奥・出羽）

右、大納言正三位兼行皇太弟傅民部卿勲五等藤原朝臣

園人の奏状に倂はく、（中略）望み請ふらくは、（陸奥・出羽）件国の開田、公驗なしと雖も、特に聴許を蒙らんことを。

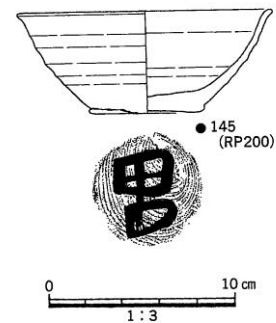
又、天平十五年五月廿七日格に依り、任に私財として永年取ること莫れ。（中略）右大臣宣すらく、勅を奉はるに、奏に依れ。

弘仁二年正月廿九日（後紀第廿一）

→陸奥・出羽における公驗を得ないままでの開墾の許容と、墾田永年私財法のあり方を修正。
 →墾田永年私財法では、予め登録していない（=公驗を得ない）墾田は収公対象となったため、陸奥・出羽でもこうした田地の収公が行われたが、現地では反発。

※辺境の人々は、公驗=文書による登録になじまなかったとする理解【吉田 1983】

⇒陸奥・出羽における文書行政については、今後も検討されてゆく必要があるが、8世紀末以降、生産拡大が政策的に展開



【山形県埋文 1994】より

m.古志田東遺跡（米沢市）出土 2 号木簡（右図 1）

- ・「 □田人廿九人〈九人／女廿人〉又卅九人〈女卅一人／男八人〉

→在地有力者層の拠点として、多数の労働力を徴発した農業経営・大規模事業【平川 2001】



【上杉博物館 2002】



【米沢市教委 2000】

cf.古志田東遺跡出土 1 号木簡（右図 3）

- ・有宗
- ・^(安右カ)案文

→題箋軸木簡。紙の文書の使用・保管を示唆。

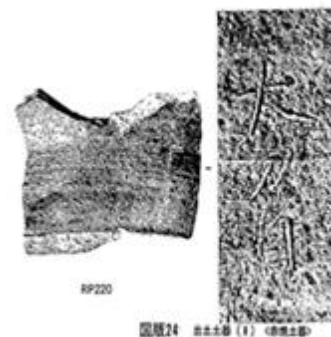
n.熊野台遺跡（河北町）出土「大刀自」銘刻書大甕（平安中期）

→在地における「刀自」の存在

※『播磨国風土記』揖保郡飯盛山条

「讃伎国宇達郡飯神の妾、名を飯盛大刀自と曰ふ」

→刀自は女性に対する尊称。



【山形県教委 1980】より

Cf) 福島県いわき市荒田目条里遺跡出土郡符木簡中の「里刀自」

- ・郡符 「里刀自 「手古丸 「黒成 「宮沢 「安継家 「貞馬 「天地 「子福積
- 「奥成 「得内 「宮公 「吉惟 「勝法 「円隠 「百濟部於用丸
- 「真人丸 「奥丸 「福丸 「蘇日丸 「勝野 「勝宗 「貞継 「浄人部於日丸 「浄
- 野 「舍人丸 「佐里丸 「浄継 「子浄継 「丸子部福継 『不』 足小家
- 「壬部福成女 「於保五百継 「子槐本家 「太青女 「真名足 『不』 子於足 『合
- 卅四人』

右田人為以今月三日上面職田令殖可扈発如件

- ・大領於保臣 〈奉宣別為如任件 □^[宣カ] / 以五月一日〉

→在地における行政上の役割を担う里長と、各戸の構成員を的確に把握して農業経営に隠

然たる力を發揮した里長の妻（＝里刀自）【平川 1996・2013】

※古志田東遺跡出土木簡 →「田人廿九人」「卅九人」を動員

⇒最上・置賜における、労働力を差配する、地域有力者の存在が想定

o. 『続日本紀』延暦2年（783）6月丙午朔条

出羽国言さく、宝亀十一年、雄勝・平鹿二郡の百姓、賊の為に略せられ、各の本業を失い、彫弊殊に甚し。更に郡府を建て、散民を招集し、口田を給うと雖も、休息すること得ず。茲に因り、調庸を備え進るに堪えず。望み請うらくは、優復を蒙り給い、弊民を息さんことを。勅して、復三年を給う。

→「賊地」に近い地域における安定した生産の困難さ

⇒出羽国の背後を固める、安定した生産地帯としての南出羽

p. 『延喜式』主税上 21、地子条

凡そ五畿内伊賀等の国の地子は、正税に混合せよ。其れ陸奥は儲糲並びに鎮兵糧に充てよ。出羽は狄禄、太宰所管諸国は対馬島司の公廩に充つるの外、軽貨に交易して、太政官厨に送れ。（後略）

→地子の使途として、陸奥は「儲糲」「鎮兵糧」＝軍事的な備え。出羽は「狄禄」＝日本海側の蝦夷の饗応。

※元慶の乱勃発以前の貞観6年（864）頃から、毎年数千人の蝦夷の野心を和らげるため、狄禄が右肩上がりに増加したとの史料も（『類聚三代格』巻18、夷俘并外蕃人事、貞観17年5月15日官符）

⇒軍事行動以外で蝦夷を懐柔する手段に重点。【十川 2017】

秋田城出土の荷札木簡

第54次調査（2） →田川郡から、蝦夷の饗応に用いる藁（カヅラ）を供出か【鐘江 2004】

・「八月廿五下狄饗料藁二条□

・「□□田川 荒木真

同（28） →最上郡から、糲を供出

・「最上郡糲二斗[□□□□] 人

□□マ□主□」

・「延暦十三年五月十九日丸子マ□□□□」

同（36） →最上郡山方郷から、米カを供出

・「V 山方郷大伴部白麻呂上□□^{〔カ〕}石

・「V □□□□ 奉神

□□九□五月」

⇒財源を担う、山形県域をはじめとした出羽国諸郡（このほか、平鹿郡、広面郷など秋田県域の地名も）

おわりにかえて

《引用文献》

- ・植松暁彦「今塚遺跡の再検討とその性格について」(『山形県埋蔵文化財センター 研究紀要』創刊号、2003)
- ・鐘江宏之「書評・平川南著『古代地方木簡の研究』」(『木簡研究』26、2004)
- ・川西町教育委員会社会教育課『道伝遺跡発掘調査報告書 置賜郡衙推定地』(川西町埋蔵文化財報告書8、1984年)
- ・十川陽一「律令国家と出羽国—地域的特質についての基礎的考察—」(『山形大学歴史・地理・人類学論集』18、2017)
- ・平川南「里刀自論—福島県いわき市荒田目条里遺跡—」(『古代地方木簡の研究』吉川弘文館、2003。初出1996)
- ・平川南「「里長」と「里刀自」」(『律令国郡里制の実像』下、吉川弘文館、2014。初出2013)
- ・藤本誠「官大寺僧の交通・交流・ネットワークと在地社会の仏教」(蔵中しのぶ編『古代文学と隣接諸学2 古代の文化圏とネットワーク』竹林舎、2017)
- ・三上喜孝「古代の辺要国と四天王法」(『山形大学歴史・地理・人類学論集』5、2004)
- ・三上喜孝「「古代の辺要国と四天王法」についての補論」(『山形大学歴史・地理・人類学論集』6、2005)
- ・森公章「郡雑任と郡務の遂行」(『地方木簡と郡家の機構』同成社、2009。初出2003)
- ・山形県教育委員会『熊野台遺跡発掘調査報告書』山形県埋蔵文化財発掘調査報告書第31集、1980
- ・山形県埋蔵文化財センター『今塚遺跡発掘調査報告書』山形県埋蔵文化財センター調査報告書第7集、1994)
- ・山形県埋蔵文化財センター『宮ノ下遺跡発掘調査報告書』(山形県埋蔵文化財センター調査報告書第32集、1996)
- ・吉田孝「律令国家の諸段階」(『律令国家と古代の社会』岩波書店、1983)
- ・米沢市上杉博物館『いにしへのロマン 米沢考古学のあゆみ』2002
- ・米沢市教育委員会『古志田東遺跡 林泉寺住宅団地造成予定地内埋蔵文化財調査報告書』(米沢市埋蔵文化財調査報告書70、2000)